

令和6年度第7回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時		令和7年2月10日（月）
開催場所		青梅市役所災害対策本部室
出席者	委員	坂井隆之（明星大学特任教授） 中村明子（市民委員） 黒田英寿（学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長） 池田政教（青梅商工会議所専務理事） 高木博康（青梅市保育園理事長会副会長） 藤野唯基（駒木野保育園園長） 松井良（青梅市立第五小学校校長） 空野竜雄（株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当） 栗原久美子（特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事） 横山牧人（青梅幼稚園園長） 大野葉子（青梅市民生児童委員合同協議会理事）
	事務局	大勢待（市長） 青木（こども家庭部長） 濱野（子育て応援課長） 加藤（こども育成課長） 中村（こども家庭センター所長） 江川（こども家庭部主幹） 師岡（子育て応援課子育て推進係長） 飯島（子育て応援課子育て推進係） 黒田（株式会社名豊）
欠席委員		野口綾乃（市民委員）
議事		○ 答申 （1）青梅市こども計画の策定について（答申） （2）特定教育・保育施設の利用定員の設定について（答申） ○ 報告事項 （1）令和7年度からの子ども・子育て会議の体制について （2）青梅市子ども・子育て会議委員の改選について ○ 協議事項 （1）令和7年度青梅市子ども・子育て会議開催予定について （2）その他
傍聴人数		1人
配布資料		資料1 青梅市こども計画の策定について（答申） 資料2 青梅市こども計画 案 資料3 特定教育・保育施設の利用定員の設定について（答申） 資料4 令和7年度からの青梅市地域福祉総合計画推進体制について 資料5 青梅市子ども・子育て会議委員の改選について 資料6 令和7年度青梅市子ども・子育て会議開催予定

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨および会議の経過をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和6年度第7回青梅市子ども・子育て会議を始める。本日の司会進行を勤める子育て応援課長の濱野です。（会議の成立について報告） （録音、コンサルタントの参加について報告）
事務局	配布資料の確認を子育て推進係長より行う。
会長	（挨拶）
	（答申）
市長	（挨拶）
事務局	大勢待市長はこの後別の公務があるのでここで退席する。 以降の議事進行に関しては、会長に願います。
会長	次第に沿って進める。 次第4 報告事項（1）令和7年度からの子ども・子育て会議の体制について、事務局より説明をお願いする。
事務局	（資料4に基づき令和7年度からの青梅市地域福祉総合計画推進体制について説明を行う）
会長	この件について、ご質問・ご意見はあるか。
委員	A 青梅市地域共生社会推進審議会の中の所掌事項「(1) 青梅市福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること。」の調和とはどのようなことか。
事務局	最終的に調和という言葉を使ったが、いろいろな共通理念をつくるなど、この会議においては、当初、青梅市福祉体制に、横串を刺す会議体でということで、それになるべく沿う形で考え、結果的に会議体としては、それぞれ独立しているが、青梅市地域福祉総合計画に各計画が入っているため、その計画が福祉総合計画に、青梅市の考える計画に沿った形で調和を図るということで使っている言葉になる。会議の委員の構成において、一人ずつの各会議体からの代表者をいただいているということは、この会議体において、それぞれの会議の代表者からの意見をいただき、その調和を図っているというところで、意見をいただいていくという体制になる。それが調和である。
委員	A、B、C、D、Eの会議は同格ではないということか。Aが一番高く、B、C、D、Eはぶら下がっているということか。各審議会や委員会の諮問に応じ、審議することが市の会議ではないのか。なぜこのようなものを作ったのか。横並びでもよいと思うが、これだとすべて同じのはずが、Aが非常に大々的な会議とを感じるが、いかがなものか。
事務局	A、B、C、D、Eの会議体については同格である。ただし、所掌事項が書いてあるとおり、青梅市福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関する、これがAの会議体にあるため、あくまでも横並びの計画になっているが、この地域共生社会推進審議会が調和を図るという意味で、各会議体から1名ずついただくということ、そして、各計画の調和をその中で享受していただくという体系になっている。当初は、全会議体が合体し、それぞれの部会があるという体制で8月ごろさせていただいたが、条例審査を重ねる中で、庁内でもいろいろ議論があり、結果として横並びの会議体となった。ただし地域共生社会推進審議会が、青梅市福

	祉総合計画を所管しているため、そのような意味では調和を図ることでは位置として中心にあるものである。
委員	福祉総合計画は、福祉の各計画、その上が長期福祉総合計画、その中に障がい者の計画がある。福祉総合計画がトップという位置づけが当然の話で、それを所管するところが地域共生社会推進審議会ならば、これがトップではないのか。各条例設置で、すべてが同じように諮問できる会議だが、推進会議とは、何を諮問するのか。
事務局	それぞれの会議体は、それぞれの法律に基づいて計画し、諮問をうけ、審議をし、答申するスタイルになっている。青梅市こども・子育て会議も、こども基本法に基づく諮問機関ということで設置をしているが、しかしながら、福祉体制を青梅市として、構築していく中では、横並びのこの形を取り、その代表をAの団体が行うという体制だと思っていただきたい。
委員	分科会ならわかるが、なぜランクアップしたのか。
事務局	当初、部会だったものが、合体型の審議会となると、BとCとDで一つの審議会に入ることとなり、その会議体の大きさがネックになった。60数名の審議会になると、市としても会が大きすぎるという意見があり、二転三転した議論の中で、最終的に青梅市として、このような形をとった。説明した内容が転々としてしまい大変申し訳なかった。青梅市こども・子育て会議は、独立した会議体であるため、ここで青梅市の子どもたちの事を審議する中にも、福祉総合計画との調和が必要となり、そのようなところの調和を図ることが、このAの団体である。計画同士のすり合わせをしながら、青梅市としての福祉体制を作っていくものである。
委員	地域共生社会推進審議会で、福祉総合計画のことを、例えば、我々は成年後見制度のことを何か質問されることがあるのか。当然、横串体制ならば、地域共生社会推進審議会に、こども・子育て会議の代表者が、例えば、成年後見制度についての話があり、それについてどのように思うかなどがあるのではないか。
事務局	基本的には、所管するそれぞれの会議体が出す結果について報告が来るため、それについて調和がとれているかどうかの確認になると思う。
委員	調和が取れないのでは。
事務局	実際は、このAの審議会の話は、青梅市の当初とっていた形と違うが、それでもそれぞれ独立させず、まずは各会議体から委員をいただき、計画をこの審議会では詰めて総合的に調和を図ることから始めるところである。
委員	要は、経費を質素にするため、委員を少なくするのか。成年後見制度の委員は60人もいるのか。
事務局	A、B、C、D、Eを合体させ、Aの団体にすべて入れた場合63人程だった。各会議体が部会としては、同じ形をとっていた。本来、部会は小さな形にすべきだが、これまで我々は、こども・子育て会議をする中で、この会議構成人数が決して多くないと感じている。それが少なくなることにしても、それぞれの審議会において、基本的には会議体を部会として変えるところから始まったため、結果としてAの団体が大きくなりすぎるという懸念がある。
委員	必要か必要でないかでいえば、必要ということか。
事務局	重層的支援体制を構築する中では、青梅市地域共生社会推進審議会が必要という

	ことで、従前からの青梅市地域共生社会推進会議でも議論いただいていたが、ほかのB、C、Eはすでに条例設置、Dは今回条例設置で、すべての会議体が条例化し、しっかりとそのような体制を組むということが青梅市の考え方である。
会長	青梅市こども・子育て会議の中で「(1)市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定および変更に関する事項その他こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。」と書いてあるが、調査審議するだけなのか。
事務局	「市長の諮問に応じ」のため、基本的に答申をする形になる。
委員	Aに調査審議し、答申すると書いてある。
会長	AにはあるがEにはない。Aには「市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。」と書いてある。
事務局	表記に少し揺れがあり、今回A、B、C、D、Eと並べたところ、なかなか調整しづらいというところがあった。本来であれば、Aのような形が望ましいのと思うが、この中に、こども・子育て会議における「子ども・子育て支援法第72条第一項各号に掲げる事務に関する事」ということが条例の一番から三番というか、利用定員に関することやこども・子育て家庭に関する事などが記載してあり、ここは本来、こども基本法が入るところで制御し、こども基本法に基づくものと、子ども・子育て支援法に基づくもの、法律に基づいたものをそれぞれするというで記載を改めたのである。その方法をしたときに、子ども・子育て支援法には、市長の諮問、自治体の長が意見を聞かなければならないという項目があり、したがって、市の法制担当では、諮問と答申がここには法的に入っているという考え方であるため、この条例からは抜かれているというスタイルになっている。ここのところが(1)においては「諮問に応じ」と書いてあり、(2)には「子ども・子育て支援法に」と書いてあることは、子ども・子育て支援法側に、市町村長がこのような会議体に意見を聞くようにということが書いてあり、そこは条例においては書かないということで、文章上のわかりづらいところがある。
委員	(1)は諮問という言葉は使わないのか。
事務局	(1)はこども基本法には、子ども・子育て支援法に書いてあることがなく、市長が諮問するという主語が必要となる。答申はなくてもよいということで、一応庁内では最終的に決まった。
委員	諮問は必ず答申があるのではないか。答えなければならないのではないか。
事務局	諮問のあと、答申することがセットだという考え方のため、そこまで書いていない。
委員	上も書いてほしい。
事務局	いろいろ議論があったが、最終的には、上は「市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。」という一文で、一連のことになっているが、こども・子育て会議の方は、法律が二つあり、一つの法律にはそのことがすでに書いてある状態で、(1)番の方が「市長の諮問に応じ」ということが入っている、それに対して「答申する」という言葉自体は、諮問があれば答申は当然するというで、そこを省略するという法制担当の話である。
委員	上に書いてあるが、下に書いていないことはおかしいのではないか。
事務局	庁内において、条例審査である。

会長	Eは調査審議し答申するという役割があると確認したということか。仮に分科会 は答申しないとしても、最終的にすべて審議会から答申する形になるだろう。そ うではないのか。
事務局	一応、それぞれ確認がされている。先ほど会長から話があったような形で、分科 会でも諮問を受け答申をするという考え方が少しあり、そのような考え方もおか しいという意見や、それでもいけるという意見があり、紆余曲折を経て現在の形 になっており、なかなかこれ以上難しいのである。
委員	私は答申など難しいことはわからないが、この図が非常によいと実は思った。質 問は、この審議会の中に社会福祉協議会が入っているのか。重層的支援体制では、 社会福祉協議会や市の職員も会議に参加され、市の方の話をされている状況は聞 いている。社会福祉協議会の方で、重層的支援体制で、本計画を作っていて、そ このところでは、一緒にすることが効率的なのかと思うが、そのあたりの体制を 聞きたい。子育て環境のことをやっているが、私自身は障がい児の親で、障がい 者関係のことに、非常に興味がある。子どものことを言った時に、ここに障がい のある子どもはどこにいるのか、障がいのある子どもが大人になった時には、成 年後見や介護など、本当に重層支援体制は必要な福祉体制だということを実感し ている。先ほど、Aにすべて集まり、例えば、障がい者関係の人が来ていろい ろなフィールドからものを言うならば、非常に意見は混乱するように思う。それぞ れで話をした上で、このAがあるということに、素人意見ではあるが、そこで重 層的な支援体制ができるのかと希望的な思いを持ち、私はこの表を見させていただ いた。ただ、AからB、C、D、Eに出ている線が、そこだけでも太くしていただ くとわかりやすいと思う。BとCとDとEがそれぞれの分科会として、本当に 専門的な話をし、それをAのところで一本化するという考え方が、私はよいと思 った。感想になったが、社会福祉協議会のことだけは教えてほしいと思う。
事務局	市とは違い、社会福祉協議会は別である。社会福祉協議会は独立した機関である。
委員	同じことをやっていた。
事務局	現在、持っている資料で、地域共生社会推進審議会の細かいメンバーの表をもら っていないため、こちらは、この会議終了後に調べ、電子メールで会議の委員に 報告させていただく。それともう一つ、線の話だが、前に配っていた資料では、 Aに値するところが上にあり、そこから下に伸びるような線にしていたが、それ が横並びになっているというのが、それをさしている。体制としては横並び、し かし福祉総合計画を所管している会議体で、各会議体から代表者を一名ずついた だく会議体、そういう意味では上下関係はないが、市としては、ここで福祉の総 合的な審議を行うという体制を取りたいということである。
会長	返答に至っていないことは、今日口頭で確認をされて討論いただいたこともあ り、記録に残るため、それを踏まえ返答をお願いしたい。
会長	次に「4 報告事項」 (2) 青梅市子ども・子育て会議委員の改選について、 事務局の説明をお願いする。
事務局	(資料5に基づき青梅市子ども・子育て会議委員の改選について説明を行う)
会長	この件について、ご質問・ご意見はあるか。 ご意見がないようなので、この件については承認されたものとする。 続いて、事務局より説明をお願いする。

事務局	(資料6に基づき令和7年度青梅市子ども・子育て会議の開催予定について説明を行う。
会長	この件について、ご質問・ご意見はあるか。 ご意見がないようなので、この件については承認されたものとする。 次に、「5 協議事項」「(2) その他について」、事務局から何かあるか。
事務局	事務局からは特にはないが、今回、こども計画の答申をいただき、こども計画がこれからスタートする。今回、委員からたくさんの意見を頂戴し、事務局としても可能な限り作り上げていきたい。委員の改選はあるが、改めてお礼を申し上げたい。今後について、もし何か意見があれば是非いただけないかと思う。
委員	子ども、若者の話だが、子ども・子育て家庭のアンケートで、回答をされる方は、ある程度熱意のある方で、そうではない方の意見を拾い上げるような仕組みを何か考えると、もっと実態のようなアンケート結果がこの次できるのではないか。そこを来年度か、また、今後アンケートをする機会があるときに留意しアンケートを実施していただくと、よりよい結果が得られるのではないかと思う。
事務局	こども計画案の116ページ、委員からいただいた意見だが、計画推進の連携体系のところに、アンケート調査等と右上に載っている。今回の計画は、真ん中にこども計画で、基本方針を上げ、基本目標を持っている。それらは、子育て事業として、子ども・若者子育て家庭に届けられるのだが、そのポイントが一点、満足度について、こどもアンケートを行い、それを子ども・子育て会議にフィードバックするという体系を構えている。この調査は、ウェブ方式で、答えやすい形でできないかと考えている。こどもに対するアンケートを、今回行い良かったのだが、学校においては若干負担がかかる。しかしながら協力してやると非常によいデータがそろうということがあるため、教育委員会との連携、よく連絡を取り合い、どうすれば全員から取れるのかを事務局としても、昨年度の心配や、やったことを踏まえてよい方法を考えていきたい。何かアイデアがあれば、どんどんいただきたいと考えている。
会長	他はよろしいか。 次回どのようになり、ホームページにはいつ頃掲載で、印刷物はいつ頃でき、市役所のどこで配布されるのか。
事務局	資料はないが、こちらのこども計画の案は、本日いただいたため、庁内で最終的に確認し計画書として作成する。出来上がりは、3月25日に市議会へ報告予定である。4月1日から開始というタイミングになる。
会長	出来上がり、市民が手に取って、なるほどと言えるのはいつなのか。
事務局	議会の報告後のため、3月25日にホームページで同時に公開になる。ここには提示していないが、パブリックコメントをした際に概要版を作成している。この記録を基に、概要版をこれから作成する。それと子ども版は事業者との契約が入っていないため、この計画が出来上がったのち、事務局で作成をすることになるかと考えている。こちらは、もう少し時間がかかり、来年度になるが、早い段階で子どもたちにお届けしようと考えている。
会長	計画がスタートすると、中間あたりでもう1回やり直しなど、その前には条例を固めようとなるのだが、計画して今回、子どもたちの声を広く拾っていただいて作られた案である。見直しをする時や、次の計画の少し前からこれをどれくらい

	策定できたかということをしていく訳だが、是非当事者の声、子どもたちの声というのを見ていただきたいと思います。それはどうしてかということ、立派な計画を作ることよりも、もっと大変なことである。みんなの意見を入れ立派な計画をつくり、3年経ってどれくらい、どこまでできたということを当事者の声を入れて、大変だと思うが、ぜひ、お願いしたい。
委員	できると思う。この計画を基に、子どもたちにせっかく協力してもらっているため、フィードバックし、あなたたちがこのようにしたから、このようになった、と説明しないといけないのではないか。市の制度として、見るように仕向ける方策を考えて、どのようにすればこの計画を実現できるのかということを考えて説明する方法があると思う。せっかく作ったのだから。最初にこの会議をやっている時に、概ねどのような方向で進めるのかとこの計画を見て、子どもたち、市民にわかるように口頭で説明する機会を作った方がよいのではないかと思う。その後実行するのにどのようにするか、市の職員、大変だがやってほしいとお願いである。
事務局	計画の方は、これを作って説明会など市民にわかるような形で普及を図っていくことは、とても必要だと思う。方法については、地域福祉総合計画を昨年策定して、座談会に行い、説明しながら課題を地域と一緒に考えるということをやっている。本来、計画を作る前にやる予定だったが、むしろ計画の方が先にでき、しかしながら、計画を説明しながら、市民の方から意見を聞いて、どのように体系をつくっていけばよいのか、お互い考えていけばよいのではないかという、考えるような会を始めたところである。地域を5つにわけて5回行われているが、回数は非常に少ないが、これを来年度も続けていくようなことも聞いているため、こども計画も、それを参考にしながら、どのようにできるか検討して行きたいと考えている。会長からの意見で、計画書の115ページ、今回、進行管理については、〇〇委員から意見のあったOODAループを取り入れた。OODAループは、事業を行いながら、その間に観察をし、状況に応じて判断しながら意志を決定し、行動に移していくというスピードの速い意思決定プロセスや評価の方式ということで、この計画のスタイルには合わないのかもしれないが、PDCAサイクルが、もともとこの計画書にはある。このうちのDOの部分において、このOODAループを取り入れ、やっている最中にもアンケートをとるなど、何か進行しながら改善できることがあるのではないかということでイメージとして載せてみた。そのとおりにできるかどうかかわからないが、116ページの形で、アンケート調査は非常に重要な案件で、反応見ながら、満足度をあげていく、そのような対応は計画書に記載するというのも大切だが、やっている最中に満足度を上げていくような作業も必要ではないかと思うため、スピードの早い対応をできるかわからないが、このような考え方を持っている。
会長	〇〇委員がおっしゃたように、経過がどのようなものかを、みんなにわかってもらわないと、知ってもらいようがないため、非常に大事なことを言われたと思う。
委員	ヤングケアラーとは。
事務局	用語については、資料編という形で後ろに載せる形になると思う。
委員	私たちは見慣れている言葉だが、初めて見る方には難しく新しい言葉がある。
会長	3月26日にホームページに出るというのは決まったことか。

事務局	そのようなかたちである。
委員	私たちは、ここの中である程度、話をするからわかるが、冊子の中に用語説明のようなものは特別にあるのか。
事務局	用語説明の資料編を一応入れる。
委員	どうしてもカタカナ用語が多いと、それだけで読む気がしないというのも事実のため、よろしく願いたい。
事務局	余談だが、51 ページ、実はここが空欄になっている。今回の計画書はA4 横型の見開きということで、長期計画に合わせた形でつくったのである。なるべく見開きで見やすいように切ったところ、実はこのページには予定がないのである。ここに関しては、子どもの権利条約に関する何を何か載せようかと答申とは関係なく、市の方で考えている。これを見て、何か適切なものがあれば、ご意見をいただきたい。
会長	次に、「6 その他」として、よろしいか。委員からは何かないか。事務局から何かないか。その前に部長から。
部長	本年度、第7回の子ども・子育て会議の中で、各委員から熱心なご議論をいただいた。4月にこども計画についての諮問をいただき、その後各委員からのさまざまな意見、また子どもたちのアンケートや直接の意見を聞くなど、この一年間かけ、こども計画の案を作成することができた。この後また資料編や用語説明、そのようなものを少し肉付けし、市長の挨拶などを入れ、最終的には課長から話があったように、3月25日、議会の本会議、最終日に配布ができるよう、これからまとめて作成していくというような流れになる。この計画ができた後、先ほど〇〇委員の発言にもあったが、この計画を皆さんにいかに知っていただき、市としてどういう姿勢で活用し、周知していくのが、大事になる。立派な計画を作っていたいたため、この計画をみんなに知っていただくような努力をしていきたいと思う。この1年間、感謝を申し上げる。
事務局	次回の会議だが、委員は交代になる。 令和7年度第1回会議は、令和7年4月21日(月)、会場は2階災害対策本部室を予定している。
会長	今回は、令和7年4月21日(月)である。 これで令和6年度第7回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。 来年度は委員の改選の年であるため、現メンバーでは本日が最後の会議となる。 皆さま、2年間本当に感謝を申し上げます。